

第10章 特定集団住宅等の取扱い

第10章 特定集団住宅等の取扱い

受水槽以下の給水設備により給水を受ける集団住宅等において、企業団が貸与する水道メーター（以下「メーター」という）を設置し、各戸検針、水道料金徴収を行う場合、特定集団住宅等として認定されなければならない。その取扱いに関し、必要な事項を定める。

10-1 用語の定義

(1) 特定集団住宅等

企業長が、受水槽以下のメーターでの各戸検針及び戸別徴収を行うことを認定した、住居及び事業所を共有する建物をいう。

(2) 専用装置・・・受水槽以下の給水設備をいう。

(3) 親メーター・・・受水槽の流入口に企業長が設置するメーターをいう。

(4) 子メーター・・・受水槽以下の各戸専用装置に所有者等が設置するメーターをいう。

(5) 使用者・・・専用装置により給水を受けようとする者をいう。

(6) 所有者等・・・建物の所有者又は管理組合の代表者をいう。

(7) 各戸検針

受水槽以下の各戸専用装置のメーターにおいて、企業長が使用水量を計量することをいう。

(8) 各戸徴収

各戸検針により計量した使用水量に基づいて、企業長が戸別に水道料金等の徴収を行うことをいう。

10-2 特定集団住宅等の適用要件

特定集団住宅等の認定を受けるためには、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 専用装置の構造が、企業長の定める基準に適合していること。

(2) 専用装置の維持管理及び水質等に関する事項は、関係法令等に伴い所有者等が全て管理し、その責任を負うこと。

(3) 所有者等は、受水槽の流入口に、企業長が支給した親メーターを設置すること。

(4) 特定集団住宅等に設置する子メーターの数に、給水条例第34条に規定する額を乗じた額の加入金を納入していること。

(5) 各戸及び共用栓等に、企業長が貸与した子メーターが設置されていること。

(6) 検針、開閉栓、メーター取替等の業務を支障なく行うことが出来るよう万全の措置を講じること。また、オートロック等を採用している建物については、暗証番号を提示し、出入り口に施錠がしてある建物は、鍵を預託すること。

- (7) 子メーターを設置する箇所は公共スペース部とし、部屋内に立ち入らなくても容易に検針及び管理ができるものとする。
- (8) 子メーターをパイプシャフト内に設置する場合、メーターユニットの設置等にて、子メーターの検針や取替時に支障のない様、ガスメーター等他の配管・器具との離隔を確保すること。
- (9) 露出部については、防寒装置及びラッキングを施すこと。

10-3 事前協議

特定集団住宅等の認定を受けようとする場合は、受水槽設置の事前協議とともに、特定集団住宅等認定の事前協議を行わなければならない。受水槽設置協議の手続きについては、「第8章受水槽の設置基準」を参照すること。

10-4 特定集団住宅等の認定

特定集団住宅等の認定を受けようとする建物の所有者等は、前記の適用要件及び事前協議内容を確認のうえ、特定集団住宅等認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、企業長に提出しなければならない。審査を経て企業長認定した場合は、特定集団住宅等の認定通知書（様式第2号）により、申請者に対してその旨を通知する。

添付書類（受水槽設置申請時に要する書類と兼用してもよい）

- ①位置図
- ②建物平面図及び立面図
- ③ 1日使用水量及び受水槽容量計算書
- ④ 貯水槽の材質及び構造図
- ⑤ 加圧ポンプの形式・揚水量等
- ⑥ 水理計算書
- ⑦ 配管系統図（着色）
- ⑧パイプシャフト平立面図
- ⑨メーター部分図
- ⑩その他企業長が指示する書類

10-5 特定集団住宅等の契約

特定集団住宅等の認定を受けた所有者等は、特定集団住宅等の各戸検針業務及び水道料金等徴収業務等に関する契約書（様式第3号）により、企業長と契約しなければならない。

10-6 専用装置、検針設備の維持管理

- (1) 所有者等及び管理責任者は、専用装置、検針設備の良好な維持管理に努めるとともに、異常を知った時は、ただちに修理、取替又は企業団へ連絡する等、適切な措置を講じなければならない。
- (2) 子メーター設置及び取替に必要な費用のうち、事故及び計量法に基づく検定満期メーター取替については企業団の負担とし、その他に要する費用は全額所有者等が負担すること。
- (3) 所有者等及び管理責任者は、前号による損害が発生した時はその責を負うこと。

10-7 管理責任者の選定

所有者等は特定集団住宅の水道使用に関する事項（専用装置、水質管理及び維持管理）を円滑に処理させるため管理責任者を選定して、企業長に届けなければならない。また、管理責任者を変更するときは、企業長に届けなければならない。

10-8 届出の義務

所有者等は、次に掲げる事項があったときは、すみやかにその旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 使用者に異動があったとき。
- (2) 所有者等又は管理責任者に変更があるとき。
- (3) 受水槽の清掃を行うとき。
- (4) 専用装置の増設、改造その他変更を行うとき。
- (5) 出入口のオートロック等の暗証番号や鍵の変更を行うとき。
- (6) 特定集団住宅等の増築、改築を行うとき。

10-9 契約の解除

企業長は、所有者等がこの取扱い要項に違反し、勧告してもなお義務の履行がなされないときは、契約を解除することができる。

10-10 委任

特定集団住宅等の取扱いに関する要綱に定めのない事項及び要項の施行に関し必要な事項は、その都度企業長が別に定めることとする。